



日高山脈館だより

HIDAKA MOUNTAINS MUSEUM NEWSLETTER

第8号 2011.6.

ゴールデンウィーク、イベントを開催しました。

宝石すくいとクイズラリーを開催しました。

4月29日～5月5日に、ゴールデンウィークの特別企画として、「宝石すくい」ならびに「日高山脈館クイズラリー」を開催しました。

クイズラリーは、おなじみの日高山脈館の展示物をじっくり見ないとわからないクイズです。参加者の皆さんの正解率はたいへん高く、ほとんどの方が全問正解で、じっくり見学していただいたことがわかりました。

宝石すくいでは、宝石以外のジャリ（河原の石ころ）についても興味をもたれる方が多く、すくった宝石はもちろんのこと、ジャリについての質問がたいへん多かったことが印象的でした。

これらのイベントは、特別企画として、夏休み期間中などにも計画しています。詳細が決まりましたら、広報日高などでお知らせしますので、お楽しみに。



平成23年度 特別展

『小惑星探査機「はやぶさ」が採取した鉱物と日高の鉱物 ～どこが似てる？どこが違う？～』

4月29日～8月31日まで開催中！

かんらん岩を顕微鏡で見てください。
まるでステンドグラスのようです。



「はやぶさ」の1/32スケール模型や
ぬいぐるみも展示を盛り立てています！

沙流川大学にて、講演を行いました。

日高の『山』は、なぜそこにあるのか？山と人間の関わりは？

5月19日に開催された沙流川大学第1回講座にて、「日高の『山』のお話」というタイトルで講演を行いました。

内容は、題名のとおり、日高の山についてのお話です。

日高には、素晴らしい自然にあふれる山があり、日高の人々にとっては生活と密着しているものです。その山のでき方や、山と人間の関わりについてのお話をしました。当日出席できなかった方や、興味のある方、内容を詳しく知りたい方は、講演で使用したスライドのプリントを資料としてご用意いたしますので、日高山脈館までお問い合わせ下さい。また、昔の日高のクロム鉱山にまつわる写真がありますが、写真の情報が不明になっています。ぜひ、昔のクロム鉱山についてご存知の方はご一報ください。



講演資料の一部を抜粋したものです。



国民年金保険料のお支払いが困難なときは

保険料免除制度とは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

▼全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。

平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

▼一部納付(免除)制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除には3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

▼4分の3免除

保険料の4分の3の額が免除され、残りの4分の1の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の3免除の期間は全額を納めたときの8分の5(平成21年3月分までは2分の1)で計算されます。

▼2分の1免除

保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるものです。将来年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの8分の6(平成21年3月分までは3分の2)で計算されます。

▼4分の1免除

保険料の4分の1の額が免除され、残りの4分の3の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の1免除の期間は全額を納めたときの8分の7(平成21年3月分までは6分の5)で計算されます。

▼免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

※未納にせずご相談ください

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、上記の他にも添付していただく書類が必要な場合もありますので下記にお問い合わせください。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、上記の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、下記の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日高町役場 住民課 住民・年金・地域安全グループ

電話 01456-2-6182

日高総合支所 住民生活課 住民・福祉グループ

電話 01457-6-3173

苫小牧年金事務所

電話 0144-36-6135